

定時制・通信制課程について

1. 役割の変化

- 高等学校の定時制・通信制教育は、戦後、就業等のために全日制高校に進学できない青年に後期中等教育の機会を提供するものとして制度化され、高校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する上で、大きな役割を果たしてきた。
- 経済社会の変化に伴い、近年においては、働きながら学ぶ勤労青年の数が減少する一方、定時制・通信制高等学校の生徒については、
- ・ 全日制課程からの進路変更等に伴う転入学・編入学者（中途退学経験者）
 - ・ 中学校までの不登校経験者など自立に困難を抱える者
 - ・ 過去に高等学校教育を受ける機会がなかった者
- など、様々な入学動機や学習歴を持つ者が多くなっており、制度発足当初とは著しく異なった様相を生じている。
- 高等学校生徒の多様化が進む中であって、多様な学習スタイルを可能とする定時制・通信制の課程は、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学びのニーズへの受け皿としての役割を増している。
- とりわけ、自分のペースで学べる定時制・通信制の教育は、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会の提供など、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きく期待されるようになってきている。

【参考データ】

● 定時制・通信制課程生徒における勤労青年の割合（資料2-2 P8・9参照）

		定時制	通信制
正社員、パート等働きながら学ぶ者の割合	S57	82.7%	67.8%
	H 6	↓ 69.9%	↓ 53.6%
	H23	↓ 42.0%	↓ 35.4%
うち定職者*の割合	S57	68.4	61.3%
	H 6	↓ 34.7%	↓ 29.3%
	H23	↓ 2.7%	↓ 7.1%

* 平成23年度における定職者の割合は、正社員・契約社員・派遣社員・自営の各割合の計。

2. 実態の変化

(1) 学校数・生徒数の推移 (資料2-2 P1~5参照)

○ 高等学校全体の生徒数が減少する中において、定時制の生徒数、通信制の学校数・生徒数はなお増加傾向にある（通信制の学校数の増については、広域通信制高校の増加によるところも大きい。）。

【定時制課程】

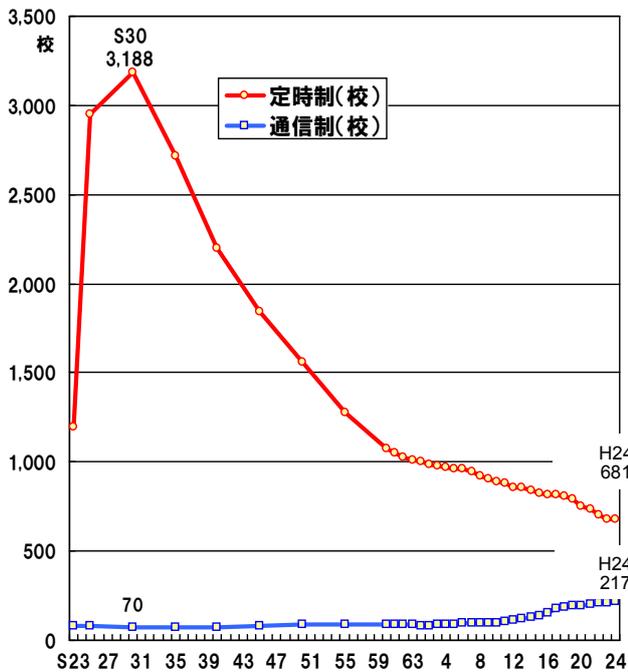
◆学校数 **H16** 814校（全体の14.9%） → **H24** 681校（全体の13.6%）
 ◆生徒数 **H16** 110,915人（全体の2.8%） → **H24** 112,187人（全体の3.2%）
 （うち単位制 73,014人（全体の2.1%））

【通信制課程】

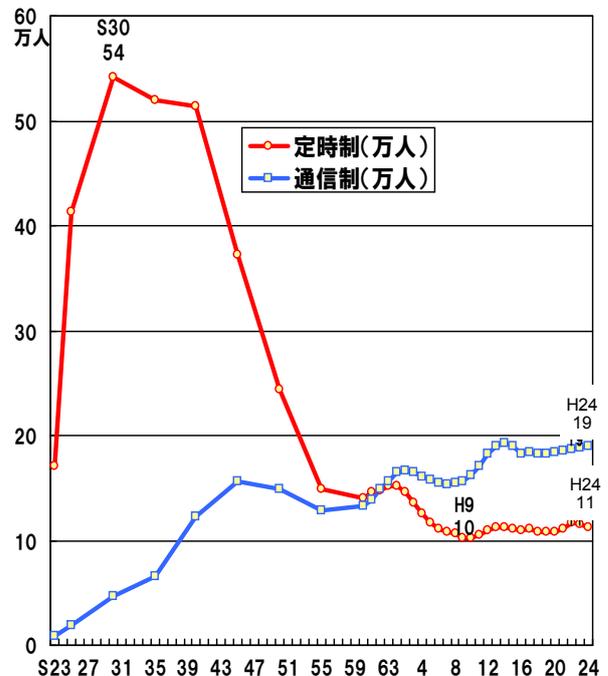
◆学校数 **H16** 152校（全体の2.8%） → **H24** 217校（全体の4.3%）
 （うち広域通信制 44校（全体の0.8%） → 81校（全体の1.6%））
 ◆生徒数 **H16** 181,785人（全体の4.7%） → **H24** 189,418人（全体の5.3%）
 （うち単位制 156,227人（全体の4.4%））

【参考】 高等学校計(全・定・通)
 ◆学校数 **H16** 5,476校 → **H24** 5,022校
 ◆生徒数 **H16** 3,900,833人 → **H24** 3,545,027人

《学校数》



《生徒数》



[文部科学省「学校基本調査」]

(2) 定時制・通信制における学び直しの状況

- ある高校を退学した後、同一の高校又は他の高校に改めて入学した者のうち、約9割(90.8%)は、定時制・通信制課程においてその学び直しの機会を得ている。

【定時制・通信制計】(平成23年度)

◆ 再入学・編入学者数 5,974人 (再入学・編入学者全体の90.8%)

(うち 再入学者数 828人 (再入学者全体の81.3%)
うち 編入学者数 5,146人 (編入学者全体の92.5%))

【定時制】(平成23年度)

◆ 再入学・編入学者数 1,548人 (再入学・編入学者全体の23.5%)

(うち 再入学者数 381人 (再入学者全体の37.4%)
うち 編入学者数 1,167人 (編入学者全体の21.0%))

【通信制】(平成23年度)

◆ 再入学・編入学者数 4,426人 (再入学・編入学者全体の67.3%)

(うち 再入学者数 447人 (再入学者全体の43.9%)
うち 編入学者数 3,979人 (編入学者全体の71.6%))

[**参考** 高等学校計(全・定・通)
◆ 再入学・編入学者数 6,579人
(うち 再入学者数 1,018人
うち 編入学者数 5,561人)]

[文部科学省「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」]

(3) 不登校・中途退学の状況

- 定時制課程における不登校生徒・中途退学者の割合は、高校全体の平均に比べ、高い割合となっている。

【定時制】(平成23年度)

◆ 不登校生徒数(率) 18,127人 (15.7%)
高校平均の9.2倍

[**参考** 高等学校計(全・定)
◆ 不登校生徒数(率) 56,292 (1.7%)]

◆ 中途退学者数(率) 13,506人 (11.6%)
高校平均の7.3倍

[**参考** 高等学校計(全・定)
◆ 中途退学者数(率) 53,896 (1.6%)]

[文部科学省「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」]

3. 定時制・通信制教育に関する近年の主な制度改正

(1) 単位制高等学校の創設

- 生涯学習の観点から、学習歴や生活環境などが多様な生徒に対し広く高等学校教育の機会の確保を図るとともに、高等学校教育の多様化・弾力化に資するため、昭和63年4月、学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校（単位制高等学校）の制度が、定時制・通信制課程において設けられた。

→ 定時制と単位制の特色を生かし、（さらに総合学科の制度も活用し、）東京都のチャレンジスクール、大阪府のクリエイティブスクール等の取組が展開。

(2) 修業年限の弾力化

- 定時制・通信制課程に学ぶ生徒の就労形態が多様化してきていたことを受け、平成元年4月、従来「4年以上」であった修業年限が「3年以上」に弾力化され、履修上無理がなければ、全日制課程と同様、3年での卒業が認められることとなった。

→ 午前の部、午後の部、夜間の部の三部制を設けている昼夜間定時制高校が増加。このような高校では、一般に、午前の部に在籍する生徒が午後の部の一部を履修すること等により、3年間で卒業が可能となる三修制を導入。

(3) 通信制課程におけるインターネット等の活用

- 情報通信技術の進展に対応し、通信教育の可能性をより発展させる観点から、平成15年4月、高等学校学習指導要領を改正し、通信制課程においてインターネットなどの多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合、面接指導等の時間数を免除できることとした。

→ 東京都のトライネットスクール等の取組が展開。

(4) 高等学校通信教育規程の改正

- 生徒の負担軽減等の観点から、平成18年4月、高等学校通信教育規程を改正し、通信制課程において、特別の事情があり、教育上・安全上支障がない場合は、他の学校等の施設・設備を使用できること等とした。